

氏名 (法人にあっては名称)	三菱重工コンプレッサ株式会社
住所	広島県広島市西区観音新町四丁目 6 番 2 2 号
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	令和 7 年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	☒ (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) ☐ (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) ☐ (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	ガス圧縮機製造業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 2522)
事業の概要	H22年4月に三菱重工から分社化 広島市内に本社を置きコンプレッサ、蒸気タービンの開発、設計、製作、販売、アフターサービス迄を一貫して行い、スピーディー且つ高品質のサービスの提供を行っている。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

社長が環境管理の最高責任者として統括しており、安全環境・品質保証部長が環境管理責任者として社環境委員会を設け管理方針・活動計画を決定、環境事務局(安全環境・品質保証部)にて社内の温室効果ガス削減推進活動を展開することで環境負荷の低減に取り組んでいる。

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項 目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 7 年度	令和8～令和10年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量(*5)	11,143 t-CO ₂	12,797 t-CO ₂	-14.8 %
温室効果ガス みなし排出量(*6)		12,797 t-CO ₂	-14.8 %
目標設定の考え方	当社グループのカーボンニュートラル宣言に合わせて2014年度(21,584t-CO2)比、2030年度50%減としたときの令和8～10年度平均値。		

*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制制度を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。

*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。

*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和7年度	令和8～令和10年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
コンプレッサ・タービンの製造	0.817	1.0975	-34.3 %
			%
			%
原単位の指標及び 目標設定の考え方	原単位指標:CO2排出量(t-CO2)／試運転換算重量 (t) 原単位＝Σ(基準年原単位×各SHOP成績係数×各SHOP CO2排出量比率) 目標設定:2014年度比1%/年減(2022年度8%減)、2023年度以降は2022年度目標(2014年度比8%減)から2014年度比2030年度50%減としたときの令和8～10年度平均値。		

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

①工場部門（設備改善、保全） ・ 蒸気供給配管の漏洩対策、及び断熱強化（2026～2028年度計画分） ・ 試運転業務従事者のレベルアップ施策により、試運転時間削減し、ボイラ燃料使用量等の削減を図る ・ 計装空気、工場コンプレッサの漏れを補修し、不要な電力の削減 ・ 老朽設備更新によるCO2効率の向上を検討
②事務所部門 ・ 夏季、冬季の省エネ活動推進（電力低減） ・ 空室の消灯、昼休憩の消灯等の省エネ活動の推進（電力低減） ・ 省エネ化した新ビルの活用（LED照明、省エネ型空調機と全熱交換機、複層ガラス）

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(*8)の活用等）

・ 2022年度導入のボランタリークレジットを継続する。 (温室効果ガスみなし排出量にはカウント不可)
--

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

【行動指針】環境基本方針に基づき7項目の行動指針を定め事業活動へ展開。 1. 環境保全への取組みを経営の最重要課題と位置づけ、全社を挙げて環境の保全と向上に取り組む。 2. 環境保全組織体制、環境関連規程等を整備し、環境保全に関する役割と責任を明確にする。 3. 製品の研究開発、設計、原材料の調達、製造、輸送、使用、サービス、廃棄に至る事業活動の全ての領域で、汚染の防止、省資源、省エネルギー、廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクル等環境への負荷の低減に努める。 4. ～7. は記載スペースが無いので割愛

5 その他の取組

使用エネルギーの合理化やCO2回収製品の受注によりCO2排出量削減に貢献する。 ①MACカーブを用いたCO2排出量低減に向けた設備改善計画（排出量削減） ②CCS(*1)案件の受注（回収） ③CO2コンプレッサの受注 (*1)CCS : Carbon dioxide Capture and Storage

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。